

様式第6号 (第17条)

## 会 議 録

会議の名称		2021年 第4回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和3年4月26日(月)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前10時50分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	( 出席人数：11人 )			
		2	小川 利雄		
		3	市川 大倫		
		4	新井 久義		
		5	萩原 勝		
		8	岡本 勉		
		9	横井 貞夫		
		10	福山 裕司		
		16	高橋 公彦		
		17	伊藤 弘子		
		18	栗原 健次		
事務局	( 出席人数：6人 )				
	農業委員会事務局長 齋藤 綱紀	農業委員会事務局次長 金子 昌行			
	農地振興担当主幹 三浦 邦明	農地振興担当主査 前島 清史			
	農地振興担当主査 中澤 ますみ	農地振興担当主事 加藤 祐一			

次第及び公開、一部公開、非公開の区分	<p>日程1 農地法第3条（委員会）：公開</p> <p>日程2 農地法第4条（知事）：公開</p> <p>日程3 農地法第5条（知事）：公開</p> <p>日程4 租税特別措置法適格者証明：公開</p> <p>日程5 生産緑地の取得斡旋について：公開</p>								
一部公開・非公開の場合はその理由	<p><input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当：</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当：</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当：</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：</p>								
配布資料	<p>次第、総会資料</p>								
会議録の作成方法	<p><input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録</p>								
	<p><input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録</p>								
	<p><input type="checkbox"/> 要点記録</p>								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 947 627 1014">議席番号</th> <th data-bbox="627 947 1442 1014">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1014 627 1093">16</td> <td data-bbox="627 1014 1442 1093">高橋 公彦</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1093 627 1171">17</td> <td data-bbox="627 1093 1442 1171">伊藤 弘子</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1171 627 1243">18</td> <td data-bbox="627 1171 1442 1243">栗原 健次</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	16	高橋 公彦	17	伊藤 弘子	18	栗原 健次
	議席番号	委員氏名							
	16	高橋 公彦							
	17	伊藤 弘子							
18	栗原 健次								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2021年第4回総会を開会いたします。本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員11名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては、現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告願います。</p>
運営委員長	<p>本日、総会前の運営委員会で</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農用地利用配分計画に関する意見について（依頼）</li> <li>(2) 生産緑地の取得斡旋について（回答）</li> <li>(3) 生産緑地の取得斡旋について（依頼）</li> <li>(4) 農地転用が許可となった経緯及び理由について</li> <li>(5) 令和4年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出の実施と意見集約への協力依頼について</li> <li>(6) 令和4年度農林関係税制改正に関する要望について</li> <li>(7) 農地の賃借料情報</li> </ol> <p>について協議しました。</p>
議長	<p>本日の議題は</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案4件  日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）」1議案1件  日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）」1議案5件  日程4 議案第4号「租税特別措置法適格者証明」1議案1件  日程5 議案第5号「生産緑地の取得斡旋について」1議案1件となります。</p> <p>なお、日程3「農地法第5条（知事）」の申請番号26番が取下げになりました。次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号16番高橋公彦委員 17番伊藤弘子委員 18番 栗原健次委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>それでは、議事にはいります。日程1議案第1号、「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。申請番号19番、21番から23番について、</p>

事務局	<p>事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条（委員会）について」許可申請が4件あったので、審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。</p> <p>申請番号19番について、詳細は議案書のとおり。農事組合法人としての届け出について、春日部農林振興センターの届出受理書が添付されていないため、令和3年第3回総会からの継続審議案件です。申請理由は、譲渡人が理事をつとめる農事組合法人への所有権移転です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農事組合法人の代表者の所有地について越谷市農業委員会に照会したところ、所有地の一部に不耕作地があります。農事組合法人として登記されたのは令和3年2月1日です。なお、令和3年4月15日付で埼玉県農林振興センターにあて農事組合法人の届け出について照会中です。</p> <p>申請番号21番、22番について、詳細は議案書のとおり。譲受人が同一のため一括で説明します。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図及び詳細図は3頁から6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁、3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> <p>申請番号23番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
議長	<p>おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>異議なしと認め、申請番号21番から23番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。なお、申請番号19番については、継続審議案件のため、農業委員より意見を求めます。申請番号19番について、議席番号5番萩原勝委員より報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号19番について報告します。先ほどの事務局の説明のとおり農事組合法人としての届出受理書が添付されていないため、令和3年第3回総会からの継続審議案件です。事務局から埼玉県農林振興センターに農事組合法人としての届け出について照会中のため、回答があるまで審議を継続する必要</p>

	<p>があると考え、意見を述べ報告とします。</p>
議長	<p>次に、申請番号 2 1 番から 2 3 番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。</p> <p>申請番号 2 1 番について、大塚推進委員より、遠藤推進委員、市川農業委員、上原農業委員と同行して令和 3 年 4 月 8 日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、保有農地について、作付けされていない農地があります。申請地について、農地として耕作するのか疑義が生じます。そのため、代理人から作付けについて事情を聴くべき案件と考えます。以上の事から問題ありと報告がありました。</p> <p>申請番号 2 2 番について、小川推進委員より、石川推進委員、小川農業委員、川鍋農業委員と同行して令和 3 年 4 月 8 日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p> <p>申請番号 2 3 番について、新井推進委員より、横井農業委員、伊藤農業委員と同行して令和 3 年 4 月 1 2 日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p>
議長	<p>次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号 1 6 番高橋公彦委員より申請番号 1 9 番、2 1 番から 2 3 番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号 1 9 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。先ほどの事務局の説明のとおり、法人代表者の越谷市の所有地の一部に不耕作地があります。次に、農事組合法人としての届け出について、春日部農林振興センターの届出受理書が添付されていません。これらのことについて、事務局から春日部農林振興センターに照会中です。こうしたことから、事前審査委員 5 人の合議により継続審議とすることと決しました。</p> <p>次に、申請番号 2 1 番、2 2 番について、事前審査の報告をします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、保有農地について、作付けされていない農地があり、申請地について、農地として耕作するのか疑義が生じるため問題ありと報告がありました。現地を確認したところ、保有農地について、作付けされていない農地があるため、代理人に作付け計画について事情をきく必要があると考えます。こうしたことから、事前審査委員 5 人の合議によ</p>

り継続審議とすることと決しました。

次に、申請番号23番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報告を受けたことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号19番、21番、22番について、事前審査委員より、継続審議と報告がありました。

議長 よって、申請番号19番、21番、22番と、23番を別に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号19番を事前審査の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号19番を事前審査の報告のとおり継続審議と決しました。引き続き担当委員には調査をお願いします。

次に、申請番号21番を事前審査の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号21番を事前審査の報告のとおり継続審議と決しました。引き続き担当委員には調査をお願いします。

次に、申請番号22番を事前審査の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号22番を事前審査の報告のとおり継続審議と決しました。引き続き担当委員には調査をお願いします。

次に、申請番号23番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号23番を許可と決しました。

次に日程2議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。申

	<p>請番号1番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地法第4条（知事）について」、許可申請が1件あったので、審議を求める。議案書の2頁をご覧ください。</p> <p>申請番号1番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、昭和44年4月26日に宅地及び道路で農地転用の許可がされましたが、地目変更がされないまま分筆及び合筆がされ、残地の転用許可申請となりました。案内図は9頁、詳細図10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。土地改良区は該当しません。接続道路は、西側の道路に接続しています。資金計画については、工事不要のためありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。</p>
議長	<p>次に、申請番号1番について、事務局より、推進委員に代わり意見の概要報告を求めます。</p>
事務局	<p>申請番号1番について、大塚推進委員より、遠藤推進委員、市川農業委員、上原農業委員と同行して令和3年4月8日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p>
議長	<p>次に議席番号18番栗原健次委員より申請番号1番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号1番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はないと報告がありました。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条（知事）」申請番号1番を許可相当と決しました。</p>

事務局

次に、日程3議案第3号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号21番から25番について、事務局より説明を求めます。

議案第3号「農地法第5条（知事）について」、許可申請が5件あったので、審議を求めます。議案書4頁をご覧ください。

申請番号21番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図11頁、詳細図12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側及び南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロック及びフェンスを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設U字溝に排水する計画で同意書が添付されています。資金計画については、融資資金として融資証明書及び自己資金として振込済証明が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号22番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図11頁、詳細図12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側及び南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロック及びフェンスを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設U字溝に排水する計画で同意書が添付されています。資金計画については、融資資金として融資証明書及び自己資金として振込済証明が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号23番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、ゴルフ練習場を営んでいます。転用計画は、ゴルフ練習場の敷地拡張及び駐車場の申請です。案内図15頁、詳細図16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。隣接農地はありません。



資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請地については、従前からゴルフ練習場施設として使用されており、許可を取らず転用行為を行っている状態でした。本申請時において、駐車場の是正は完了しましたが、ゴルフ練習場施設は残っている状態です。申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

申請番号24番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するためです。案内図17頁、詳細図18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、下水に排水します。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、水道、ガス管等が埋設されている道路の沿道で、500m以内に2つ以上の教育、医療施設がある区域であり、第3種農地と考えます。

申請番号25番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図19頁、詳細図20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。土地改良区は該当しません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、U字溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、申請番号21番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

申請番号21番について、朝倉推進委員より、鈴木農業委員、山崎農業委員と同行して令和3年4月7日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、申請地には車が駐車されており、保有農地の一部に、農業用倉庫がありました。そのため、申請人に指導したところ、是正の意志を示し、是正が完了し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題な

	しと報告がありました。
議長	次に議席番号18番栗原健次委員より申請番号21番、22番の事前審査の報告を求めます。
委員	<p>申請番号21番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はないと報告がありました。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。</p> <p>次に、22番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。</p>
議長	次に議席番号10番福山裕司委員より申請番号23番から25番の事前審査の報告を求めます。
委員	<p>申請番号23番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、先ほどの事務局の説明どおり、ゴルフ練習場の施設としての練習グリーンとして利用されております。また、植栽等があり、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できませんでした。以上の事から申請地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されることが先決であり、当該申請については、事前審査委員5人で合議により不許可相当とすることと決しました。</p> <p>申請番号24番、25番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。申請においても問題はなく、また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。以上の事から当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当であると決しました。</p>
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号23番

	<p>について、事前審査委員より、不許可相当と報告がありました。よって、申請番号23番と申請番号21番、22番、24番、25番を別に審議することに異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号23番を事前審査の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、申請番号23番を不許可相当とし、意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、申請番号21番、22番、24番、25番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、申請番号21番、22番、24番、25番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に日程4議案第4号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。それでは、申請番号9番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」、申請が1件あったので、審議を求める。議案書6頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税（贈与税）納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。</p> <p>申請番号9番について、詳細は議案書のとおり。案内図は21頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。年間従事日数は61日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号9番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>申請番号9番について、野村推進委員より、大塚農業委員、事務局と同行して令和3年4月8日に、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p>
議長	<p>次に議席番号10番福山裕司委員より申請番号9番の事前審査の報告を求めます。</p>

委員 申請番号9番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題ないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により証明することと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。  
(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号9番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第4号「租税特別措置法適格者証明」申請番号9番について証明書を発行することと決しました。

次に、日程5議案第5号「生産緑地の取得斡旋について」を議題といたします。申請番号1番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第5号「生産緑地の取得斡旋について」議案書7頁をご覧ください。市長より別紙のとおり依頼がありましたので、斡旋についてお願いしたところですが、斡旋はありませんでした。また、ホームページに公開しましたが、問い合わせはありませんでした。よって、別紙の案のとおり回答してよいか審議願います。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。  
(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 起立全員です。議案第5号「生産緑地の取得斡旋について」申請番号1番について原案のとおり決定することと決しました。

次に、日程6報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」

日程7報告第2号「農地法第4条（届出）」

日程8報告第3号「農地法第5条（届出）」

日程9報告第4号「農地法第18条（通知）」

日程10報告第5号「違反転用事案報告」

につきましては、議案書の10頁から24頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが、何かありますか。

事務局	(事務局から事務連絡)
議長	ほかにありますか。 (なしの声あり)
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2021年第4回総会を閉会いたします。 閉会 (午前10時50分)
<p>議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>署名者の職・氏名</p> <p>議長 会長 _____</p> <p>農業委員 _____ 番 _____</p> <p>農業委員 _____ 番 _____</p> <p>農業委員 _____ 番 _____</p>	